

令和4年12月6日

北九州支部 会員各位

(公社) 福岡県宅地建物取引業協会  
北九州支部  
支部長 藤原 一行  
住環境整備委員長 石川 浩司

## 令和5年度 北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度 における不動産協力店 新規募集について (ご案内)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件、北九州市建築都市局住宅計画課より周知の依頼がありましたので、ご案内いたします。  
内容の詳細については、下記北九州市担当者に直接お問合せくださいますようお願い申し上げます。

北九州市では、民間賃貸住宅へ入居を希望される高齢者や障害者（以下「高齢者等」といいます。）が安心して住宅を探ることができる「住まい探しの協力支援体制」を整備し、高齢者等の円滑な入居とともに地域包括ケアシステムの構築を実現するため、「北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度（以下「本制度」といいます。）」を平成28年5月に創設しました。

本制度は、市と「公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会北九州支部」、「公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部」で運営についての協定を締結し、市内の各協会員である宅地建物取引業者の方々と連携して運営することとしています。

今回、本制度における不動産協力店の新規募集を行います。不動産協力店への参画をご希望の事業者の方は、事前に登録を行う必要があります。是非ご登録くださいますようお願いいたします。

※協力店登録時に、本制度の対象物件を有していない場合（貸主が高齢者・障害者の入居を認めていない場合を含みます）でも、今後、貸主への働きかけにより高齢者等の住まい探しへの協力を検討される協力店の登録を対象とします。

### 記

#### ■ 本制度の概要について

次ページをご参照ください。（制度の運営・流れについて）

また、本市HPにおいて、本制度の概要と現在の不動産協力店一覧が掲載されたチラシがダウンロードできますので、併せてご参照ください。

（ [北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度](#)  ）

※本制度のチラシ・概要資料の郵送をご希望の方は、お問い合わせ下さい。

#### ■ 不動産協力店の追加募集期間

令和4年12月12日（月）～ 令和5年 1月27日（金）

#### ■ 不動産協力店への登録方法

登録を希望される方は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。登録申請書等をお送りいたしますので、必要事項を記入いただき、返送、若しくは持参によりご提出をお願いいたします。

#### ■ 新規登録協力店の適用開始日（予定） : 令和5年 4月 1日（土）

#### ■ 問い合わせ・提出先

北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号（市役所14階）

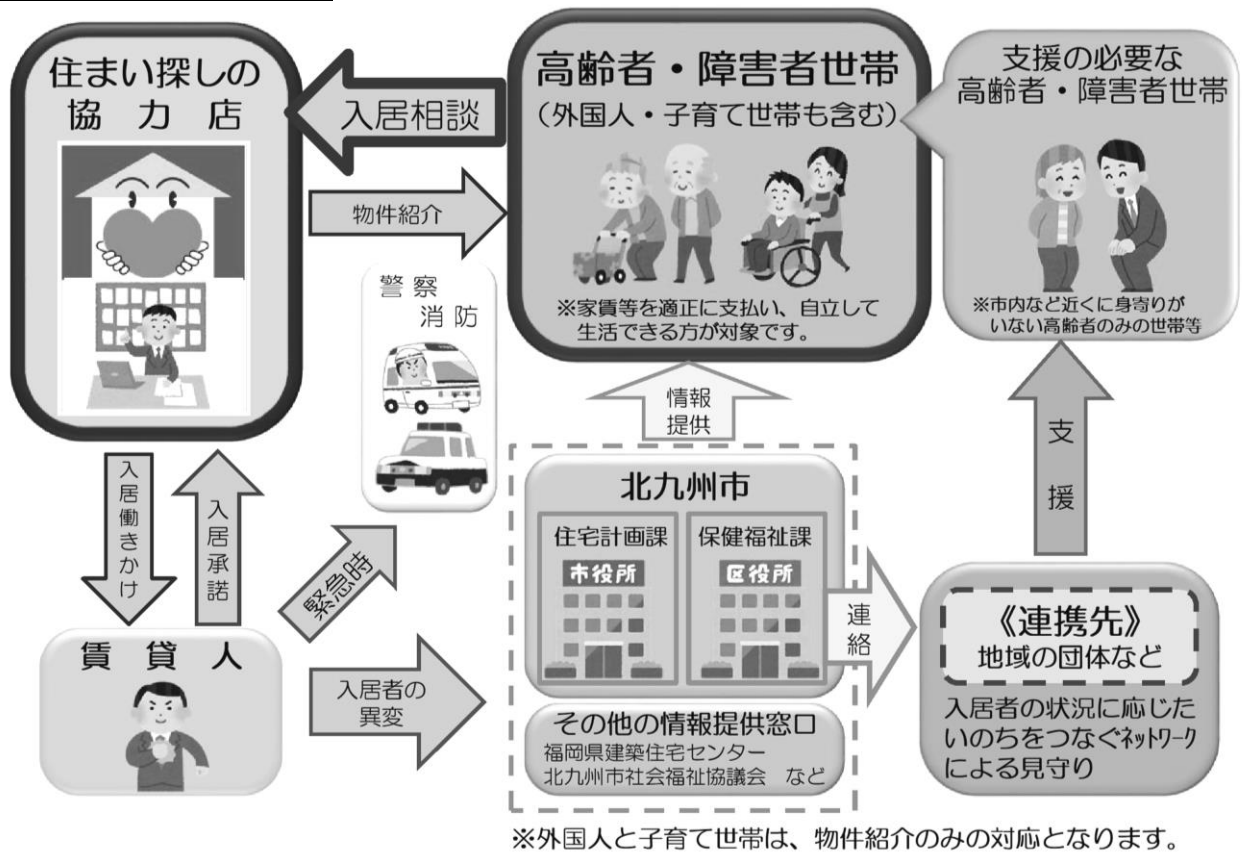
担当 樋口・尋木

電話 093-582-2592 Fax 093-582-2694

E-mail アドレス [toshi-juutakukeikaku@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:toshi-juutakukeikaku@city.kitakyushu.lg.jp)

# 北九州市高齢者・障害者住まい探しの協力店紹介制度の運営・流れについて

## 1. 制度の運営イメージ



※支援の必要な高齢者等世帯の定義

⇒市内等近くに身寄りがない65歳以上の高齢者のみの世帯又は障害者のみの世帯

## 2. 制度の流れ

- ① 不動産事業者は、不動産協力店として市（建築都市局住宅計画課）に登録
- ② 市と情報提供窓口とで情報共有
- ③ 市と情報提供窓口は、不動産協力店の情報等を高齢者等世帯へ発信
- ④ 高齢者等世帯は、不動産協力店へ入居相談
- ⑤ 不動産協力店は、高齢者等世帯へ物件を紹介
- ⑤' 不動産協力店は、賃貸人へ高齢者等世帯を入居させるよう働きかけ  
⇒「支援の必要な高齢者等世帯」である場合、「いのちをつなぐネットワークによる見守り」の取組みについて「賃貸人」と「支援の必要な高齢者等世帯」へ紹介する  
⇒「賃貸人」と「支援の必要な高齢者等世帯」が賃貸借契約する場合、不動産協力店から市へ情報提供することについて入居者から同意を得ておく
- ⑥ 賃貸人は、⑤' の働きかけにより高齢者等世帯の入居を承諾
- ⑥' 賃貸人と高齢者等世帯で賃貸借契約を締結
- ⑦ 不動産協力店は、支援の必要な高齢者等世帯の入居が決定した場合、市（建築都市局住宅計画課）へ連絡
- ⑧ 賃貸人は、入居者の異変に気づいた場合、市（区役所保健福祉課）へ直接問合せ
- ⑧' 賃貸人は、入居者のことで緊急対応が必要な場合、警察・消防へ直接問合せ
- ⑨ 市（区役所保健福祉課）は、入居者（支援の必要な高齢者等世帯）の状況に応じ、地域の団体などの関係者と連携しながら安否確認や福祉サービス等適切な支援につなぐ